

「3. 11から10年」

～子供の命を守ろうとしない
学校の責任は、重い～

2021年2月27日

高崎朋子

1. 息子の事故（平成4年）

- 事故発生時の状況
 - ① 強風の中、休み時間に校庭に出さない措置を怠った
 - ② 校庭内の木々が剪定等必要な危険防止策を取っていなかった
- 事故発生時の学校の対応
 - ① 学校保健室に置き去り
 - ② 医療機関に連れて行かず

1. 息子の事故（平成4年）

- 事故後の学校の対応
 - ① 学校事故における医療保険や報告書等の説明も無く、かつ存在を隠蔽
 - ② 秘密裏に現場検証、証拠の隠滅
 - ③ 医師との接触
 - ④ 医師の診断書の捏造・隠蔽
 - ⑤ 事故報告書の捏造・隠蔽

2. 学校における事故対応マニュアル

- 「学校の危機管理マニュアル」、
「学校の防災マニュアル」
は、存在していたか、教職員の理解度？
- ① 息子の事故当時、存在はしていた。
 - ・但し、県が作成した危機管理マニュアルを
複写したものが教育委員会から出てきた物
で、形骸化していた。
- ② 勿論、教職員の危機意識が希薄していた。

3. 事故は、何故起きたのか？

- 事故は、何故起きたのか、知りたかった
 - ① 校長は「事故報告書」も「医療保険」も、この世に存在しない！と回答
 - ② 市議に要請して事故の隠されていた詳細が分かって来た
- 被害者の会に参加
 - ① 国内の学校現場で、多くの子供が学校事故事件で亡くなっていた

4. 息子の事故から得た教訓

- 「学校安全計画」
学校安全点検⇒学校施設内の安全点検を保護者と一緒にする」
- 「事故防止の研修」
心臓蘇生法の研修を教師・PTA会員全員の受講の義務付け」
- 「プール運営協議会の設置」「学校保健委員会」
との連携
- 「日本スポーツ振興センターの冊子を保健室・職員室に設置」

4. 息子の事故から得た教訓

- 「学校保健家庭調査票」の見直し
緊急時に校医が不在な場合、医療機関に搬送する為に診療科毎のかかりつけ医、保護者が求める医療機関を記載する欄を新たに加えた
- 「防災訓練」と「教職員の研修」
- 「緊急時事故対応マニュアルの作成」
 - ①事故が起きた時に教員が対応する「公務分掌」「連絡体制」
 - ②校長や養護教諭が不在時、他の教員の対応
 - ③連絡体制の明文化し、職員室の壁に掲載、誰でも分かるようにしておく
- 「被害者の知る権利の保障」

4. 息子の事故から得た教訓

- ① 事故報告書を作成する際、公平中立な調査・聴取手法で子どもへ配慮した対応をする事。☞ その場合、被害者と学校長の捉え方が違っていたとしたら、**両論併記で記載**する事
- ② 教育委員会に提出する際、あらゆる調査報告書、医療保険給付関連の文書は**被害者に公開**し、合意の下で提出する
- ③ **直通の電話機を保健室に設置**
- ④ 学校医・学校薬剤師との信頼関係、緊急時に備える
- ⑤ 首から上の怪我・心臓の急変時、養護教諭の判断で**救急要請が出来る体制**(以前は校長の判断を仰いでいた)
- ⑥ 怪我の判断が出来ない場合、医師に判断を仰ぐ
- ⑦ 緊急時に教職員一人一人が適切に行動できるよう**研修の実施**

5. 学校事故事件の被害者遺族の思い

- ① 重い後遺症や尊い命を失った遺族の悲しみ
- ② 「教育行政」の心無い非常なる対応
- ③ 「地域社会からの差別的暴言、人権侵害」

- 被害者・遺族は、三重の苦しみを抱え、行き場の無い崖っぷちに追い込まれる

.....仕方なく、司法の場で声を上げるしか出来ない思い

6. 「学校保健安全法」(抜粋1/5)

・ (学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の**安全の確保を図る**ため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(「**危険等発生時**」)において適切に対処することができるよう、当該学校の**施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずる**よう努めるものとする。

6. 「学校保健安全法」(抜粋2/5)

- (学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

6. 「学校保健安全法」(抜粋3/5)

- (学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その**改善を図るために必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

6. 「学校保健安全法」(抜粋4/5)

- (危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(「危険等発生時対処要領」)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

6. 「学校保健安全法」(抜粋5/5)

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により**心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。**

7. 文部科学省の公表マニュアル

<文部科学省>

- 「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き
平成24年3月
「原子力災害」32～33ページ
- 「子どもたちの命を守る為に
学校の危機管理マニュアル 作成の手引き」
平成29月2日
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」
平成30年2月作成

8. 福島県教育委員会の公表マニュアル

＜福島県教育委員会＞ 平成29年9月

- 学校災害(地震・津波・風水害・火山災害・原子力災害・土砂災害・弾道ミサイル)対応マニュアル例
16～17ページ「原子力災害発生時の対応 ～児童生徒の在校時～」
- 放射線教育・防災教育関連情報について
 - 令和元年度放射線教育・防災教育実践事例
 - 放射線教育・防災教育実践事例集
 - 放射線教育・防災教育実践事例パンフレットVol.2
 - ふくしま 放射線教育・防災教育指導資料(活用版)
 - 放射線・防災教育実践事例パンフレット
 - 放射線教育用学習教材(動画教材)
 - 放射線教育推進支援事業
 - 防災教育推進事業

9. 茨城県教育委員会の公表マニュアル

<茨城県教育委員会>

- 「学校安全・防災教育」
- 「学校における原子力防災マニュアル」

10. 宮城県教育委員会の公表マニュアル

- 「学校安全」
- <安全教育の目標>
(知識・技能)
(思考力・判断力・表現力等)
(学びに向かう力・人間性等)
- <みやぎ学校安全推進計画>
- <みやぎ学校安全基本指針>
- <学校再開ハンドブック>

11. 宮城県教育委員会の公表マニュアル

- <防災教育児童本>
- <みやぎ防災教育推進協力校事業>
- <「学校安全に係る調査」結果>
- <「世界津波の日」高校生サミット 宮城スタディツアー>
- <みやぎ防災教育基本指針>
- <生活安全>
- <学校安全計画の作成にあたって>

12. 文部科学省による調査

- 2012年3月に「地震や津波対策に関するマニュアル作成の手引書」を公表した。
- 小・中・高校等、全国約4万9千校を対象にした2018年度調査で、マニュアル作成が97%
- 津波浸水想定区域にある6千校の内、90.3%が津波を想定したマニュアルを作成していた。

13. 危機管理の基本

- 命の瀬戸際で、マニュアルではなく、“状況判断”
- マニュアルがある事は「対策済み」
＝イコールではない
- 教職員一人一人の防災に関する素養が大切
(三重大大学院川口淳准教授)

14. 石巻市立大川小学校津波事件

- 3月11日PM2:46 地震発生
子供たちは「帰りの会」の最中
- PM3:00頃
子供たち、教職員が「校庭に集合
(帰宅途中の子供も呼び戻される)
教職員による点呼
- 大川小(津波災害時の避難場所)
に、周辺の住民も集まり始める

大川小

震災当日

児童総数:108名

欠席早退:5名

103名在校

教職員

総数:13名

校長は早退

当日は11名出勤

14. 石巻市立大川小学校津波事件

- 津波を想定して逃げるとすればこのまま居続けるのか？ 裏山に逃げるか？



(11人の教職員の迷走)

- 校庭に集められた児童らは寒空の下で、待機を続ける



(子供たちの動揺)

- PM3:25頃

北上川堤防道路方向に一列になって避難し始める(児童数:80名、教職員:10名)

14. 石巻市立大川小学校津波事件



- PM3:37頃
校舎西側にある北上川と東側にある
海岸の二方向から10mを超す津波
※地震が発生してから堤防を越えた
津波が到達するまでの時間は約50分
- 移動し始めた直後に堤防付近にいた
児童・教職員が津波にのまれて犠牲
になる
※大川小学区地域「釜谷地区」全体
の死者・行方不明者数は、全住民の4
割(約200名)

大川小

被災した児童

70名死亡

- ・学校管理下69名
- ・欠席児童1名

4名行方不明

- ・学校管理下3名
- ・欠席児童1名

15. 大川小学校・市教委の事故後の対応

- 学校長は、3月17日迄、現場に訪れず被災状況の説明も無し
- 3月29日：生存児童を対象に登校式
死亡・行方不明の児童の保護者に配慮した配慮したとはいえない挨拶
- 4月9日：石巻市教委「大川小児童の津波被災について」保護者説明会を開催
(2014年3月23日までに保護者説明会を10回開催)
- ※市教委は、その間
 - ・児童の聴き取りメモを破棄
 - ・生存教員は、PDSDを理由に説明会への出席拒否
→被災した保護者は事実確認出来ず

15. 大川小学校・市教委の事故後の対応

- 2011年6月4日の保護者説明会




<学校の認識>

- 学校に「防災マニュアル」は、存在していたが、裏山を想定した、二次避難場所を準備していなかった
→時間のロス
- 海岸から4キロ離れた大川小には、津波が来ると想定していなかった
- 2010年2月6日市教委が大川小に「津波に対する二次避難場所を設定するよう指導」→校長は「高台」だけ
- 市内の海岸線沿いの学校では、対応を取っており、子供たちは助かっている

15. 大川小学校・市教委の事故後の対応

- 大川小の作成したマニュアルには
- 「津波襲来の危険性を軽視」
- 「高台」という曖昧な記述
- 市教委は、点検や指導をせず

16. 大川小学校小事故検証委員会

- 文部省の意向に沿った「大川小事故検証委員会」が立ち上がる
- 
- 2014年2月：検証委員会の報告書
(責任問題に触れない)
- 
- 大川小が被災した要因
 - ①避難開始の意思決定が遅れた事
 - ②地震発生後の避難先を北上川堤防付近とした事
- 

17. 被害者の知る権利の保障

- 保護者説明会や検証委員会の検証結果でも遺族が知りたかった事が説明されず
- 遺族の知りたい事が沢山あった
 - ①何故、直ぐに移動(避難)出来なかったのか？
 - ②何故、裏山に避難しなかったのか？
→市教委からの説明が得られないまま



訴 訟

18. 裁判の流れ(一審)

〈一審の仙台地裁〉地震後の対応を重視
津波到来7分ほど前、“津波襲来の可能性”
“高台避難”を市の広報車が訴えていた。



「高台に児童を避難させる義務を怠った」
と、認定

18. 裁判の流れ(二審)

＜二審の仙台高裁＞地震前の備えを重視

・事前対策の不備の過失を認定

「ハザードマップが完全なものではない」と指摘

「校長らは子供を守る為、高い知識や経験が必要」



①「津波の襲来は十分予見でした」

②「危機管理マニュアル」に避難場所・避難方法等、具体的に具体的に決めておくことを怠った

③石巻雨市教委は「マニュアルの是正を指導する義務を怠った」

18. 裁判の流れ(最高裁)

＜宮城県・石巻市の二審を棄却＞

高裁の判決を支持



被害者側の勝訴

19. 大川小津波事件訴訟の判決検証

- < 国家賠償責任 >
- 校長・教頭・教務主任を学校の管理運営の地位にある者として、「**組織の構成員たる公務員の過失**」を判断した。
- 「**安全確保義務**」の根拠を学校保健安全法として、公教育制度を円滑に運営する為の根源的義務とする。

20. 「学校安全の在り方」

「学校保健安全法」26条、29条1項と2項、
全ての学校に「危機管理マニュアル」の作成を
すでに義務付けている

↓今後は？

- ・「現場の確認」「不備が無いかの点検」
- ・「実効性を伴った対策がとれるよう定期的に見直す」
- ・「自治体との十分な連携」

20. 「学校安全の在り方」

- ・保護者・地域への周知
 - ・「危機管理マニュアル」に基づいた訓練
 - ・教職員の防災に向けた研修
- ⇒今後の更なる取り組みが必要
- ⇒子供たちの安全を学校が一手に担っている。
幼い子供は教員の指示に従うしかなく、
災害時の指示に誤りがあれば、命は失う結果
と成り得る

21. 地震・津波・放射能事故

- 原発事故から10年、収束の先が見えない状況
- 中間貯蔵施設、焼却場が建設され稼働。
- 原発内の汚染タンクの放流
- 除染しても下がらない線量
- 県内外に避難されている多くの住民、
- 住民の被ばくによる健康影響の不安

22. 子ども脱被ばく裁判の意義

＜行政訴訟(子ども人権裁判)＞

原告ら(福島県内の公立小中学生)が、被告(県市町)に対し、安全な環境の施設で教育を実施する事を求めている。

＜国家賠償請求(親子裁判)＞

原告ら(3.11当時、福島県内で居住していた子・親)が被告(国・福島県)に対し、不合理な施策によって、子ども達に無用な被ばくをさせ、原告らに精神的苦痛を与えた事による損害賠償(一人10万円)を求めている。

22. 子ども脱被ばく裁判の意義

<不合理な施策>

- ①情報隠蔽
- ②安定ヨウ素剤を服用させなかった
- ③年20msv基準での学校再開
(一般公衆被ばく年1msv)
- ④集団避難をさせなかった
- ⑥山下氏を使って、嘘の安全宣言をした事

22. 子ども脱被ばく裁判の意義

- ①前提知識がない
- ②情報を与えられない
- ③意味が分からない。意味を教えてくれない
- ④情報のある人の姿が消えていく
- ⑤直ちには健康の影響がない」と枝野官房長官がいう
- ⑥安全宣言しかない
- ⑦何の措置もしない学校(合格発表・クラブ活動・新学期の再開)
- ⑧子どもの健康不安(鼻血・体調不良)
- ⑨避難したくても、支援が無ければ出来ない
 - ・政府から指示するメッセージが無ければ差別の対象
- ⑩自責の念⇒子供をクラブ活動に行かせてしまった
給水車の列に並ばせてしまった

22. 子ども脱被ばく裁判の意義

意図的な「被ばく軽視政策」

意図的な「法律無視」



「福島原発事故発生後の行政の
責任を問う訴訟」